

回 覧

東北教学第607号
令和元年12月2日

町民各位

東北町長 蛭名 鉦治
(公印省略)

令和2年度 東北町奨学生募集のお知らせ

1. 申請資格

令和2年4月に大学への進学希望者及び大学の在學生で、経済的事由により在学が困難な者で、奨学資金貸付審査基準(裏面)に該当する者。

(注)

大学とは、国立、公立、私立及び昼間、夜間の別を問わないが、通信教育学部、大学院、短期大学、放送大学、自治医科大学、防衛大学校及び海上保安大学等を除く。

2. 奨学資金の貸付額等

- ①貸付月額 50,000円以内
- ②入学一時金 300,000円以内

3. 提出書類

- ①奨学資金貸付申請書(学務課にて配布または役場HPからダウンロード可)
- ②奨学生本人の戸籍抄本 ③住民票謄本 ④健康診断書(現在就学中の学校発行)
- ⑤成績証明書(現在就学中の学校発行)
- ⑥大学の合格通知書(新規入学者の場合)、または在学証明書(大学在学中の者)
- ⑦所得証明書(家族全員分)

※合格通知については、申請時に合格していない場合は後日提出可。

4. 申請期限

令和2年2月19日(水)

※3月に審査結果通知。合格者に対し3月中旬に説明会を開催予定。

5. 申請手続き及び問い合わせ先

東北町字塔ノ沢山1-94(東北分庁舎裏 コミュニティセンター内)

東北町教育委員会 学務課 TEL0176-56-3111(内線717)

奨学資金貸付審査基準について

- ①奨学生本人の保護者が1年以上町内に住所を有し、町税等の滞納がないこと。
- ②奨学生本人の属する世帯の1年間の所得金額は、別表1の所得基準額表に定める額以下であること。
- ③所得金額とは、その世帯の1年間の総収入金額から必要経費を控除した金額をいう。ただし、給与所得者（給料、賃金、年金等）にあつては、別表2に掲げる算式により算定した金額をいう。

別表1 所得基準額表

世帯人員	所得基準額	世帯人員	所得基準額
1人	1,710,000円	6人	3,880,000円
2人	2,730,000円	7人	4,050,000円
3人	3,150,000円	8人	4,220,000円
4人	3,430,000円	9人	4,390,000円
5人	3,700,000円	10人	4,580,000円

※備考

世帯人員が10人を超える場合は、1人増すごとに190,000円を10人の所得基準額に加える。

別表2 給与所得者の算出表

年間収入額	所得基準額
400万円以下の場合	年間収入金額×0.8－247万円 (但し、収入金額が308万円未満の控除額は収入金額と同額である)
401万円を超え844万円以下の場合	年間収入金額×0.7－207万円
845万円を超える場合	460万円

備考

1. 給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は各人別に行う。
2. 同一人で2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと控除額を算出する。

④その他

1. 学業成績を参考にする。
2. 世帯に特別の事情等があれば考慮する。
 - 1) 母子・父子世帯
 - 2) その世帯の就学者(児童、生徒、学生)の人数
 - 3) 障害者のいる世帯 等
3. 他の奨学金制度を利用する者には貸付けしない。(金融機関の教育ローンは可)
4. 連帯保証人については、親権者と独立の生計を営む者とする。
5. 以上の選考基準によって、基金の範囲内で貸付け人員を決定する。